

平成24年（行ウ）第347号 紹介等請求事件

原 告 国公労連 外

被 告 国

意 見 陳 述

2012年10月29日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告（個人原告番号136） 小野寺 かつ江

第1 はじめに

- （1）私は、東日本大震災において最大震度7を記録した宮城県登米市にあります国立ハンセン病療養所東北新生園に看護師として勤務し、同園に勤務する職員で構成する全日本国立医療労働組合（全医労）の東北新生園支部に所属しています。
- （2）私は、国立ハンセン病療養所における私たち職員の苛酷な勤務実態を具体的にお話しすることを通じて、今回の「給与臨時特例法」による一律賃金引き下げの非人道性を訴えたいと思います。

第2 ハンセン病療養所で今何が起こっているのか

- （1）全国には、国立ハンセン病療養所が13あり、現在も、2096名もの入所者がいます。
- その平均年齢は82歳を超えており、平均在園年数は50年を超えています。

ハンセン病は、末梢神経の麻痺による重篤な後遺症を伴うため、入所者の皆さんの大半は知覚麻痺の後遺症を負っておられ、視覚障害、歩行障害、発汗障害等々に悩まされ、また、高齢化により30%近くの方が

認知症と診断されるに至ってもいます。

(2) 2001年5月の熊本地方裁判所の違憲判決を受けて、2008年6月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病基本法)が制定されています。

同法の前文には、「被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基礎整備は喫緊の課題である」と結ばれています。そして、第11条では、「国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定しています。

ハンセン病療養所で働く職員は、被害の回復のために国が果たすべき責務を第一線において実行するという役割を担っています。私たち看護師、介護員らが、文字通り24時間1対1で対応することが必要不可欠であり、且つ緊急の課題として求められているということになります。

(3) これまでにも国家公務員の定数削減計画のため、療養所の定員は毎年55名ずつ削減されており、2008年には1980名だった介護職員は、この4年間で350名以上削減されています。

また、ハンセン病療養所は、いずれも僻地や離島に設置されており、しかも、高齢で重篤な後遺症を抱えた入所者の看護、介護であるため、看護師についても10年以上にわたって定員割れが続いている療養所が続出しているのです。

そのうえに、ハンセン病療養所には、全国で700名を超える賃金職員や期間業務職員が雇用されており、給与をはじめ、劣悪な勤務条件を強いられ、将来の生活不安から退職していく人が跡を絶たないという状況が続いているます。

(4) 私が最も強調したいことは、このような療養所職員の置かれている状況が入所者の方々に与えている影響の重大性です。

従来1対1で行われていた食事の介助ができなくなったことから、誤

嚙性肺炎で亡くなる方が激増しています。ある療養所では、今年の1月から8月までの間に10名の方が亡くなりましたが、その半数以上の死原因は、誤嚙性肺炎です。

「すみませんが、次の人にお食事を配らなければならぬので、自分で食べて下さいね。」と西洋皿に、ご飯とおかずと一緒にしたもの置くしかなくなると、入所者の方は、口を西洋皿に直接突っ込んで食べる、いわゆる「犬喰い」という形でしか食事をとれなくなるのです。

朝はもう戦場そのものです。職員の数が減少して1人の受け持ち人数が増えるため、午前4時には入所者の方々を起こして回っています。そうしなければ、食事時間前に、洗面、歯みがき、着替え、投薬等が終わらないのです。

夜はもっと深刻です。夜中に排尿、排便のためにコールしても職員が来てくれない、失禁しそうになって自分でトイレに行こうとして転倒して骨折したという事例が沢山生じているのです。

どんなに暑い日にも、どれ程寒い日でも、入浴は週3回と決められています。1人の入浴に3人の職員が必要なため、毎日の入浴を保障することができないのです。

このため、私たちは、入所者の自治組織である全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）やハンセン病訴訟原告団（全原協）の皆さんと協力して、ハンスト等の実力行使を行うことを明らかにして、国に対して、増員と賃金職員の正職員化を要求し続けているのです。

第3 全国の一法律金引き上げがもたらす甚大な影響について

（1）今回の法律金引き下げは、こうした入所者の方々や私たちの切羽詰まった状況に壊滅的な打撃を与えるものでした。

先ず、賃金職員にも大きな動搖が広がっています。もう限界だとして退職する人が出てきました。

その上に、この法律金引き下げにより、定員割れを生じている療養

所への看護師の確保はいよいよ絶望的になりました。

こうして職員数の減少が続いていけば、療養所の運営自体が重大な危機に陥ることは避け難いと実感せざるをえないのです。

こうした状況の中で、入所者の方々の老後が如何に悲惨なものになるのかは誰の目にも明らかです。

そして、そのことは、法律によって入所者の方々に良好で平穏な生活を保障することを義務づけられた国の任務放棄を意味するのです。

(2) 私たちハンセン病療養所に働く職員を支えてきたのは、気の遠くなる程の長い年月を耐えてこられた入所者の方々と私たちとの心のつながりです。

入所者の方々にとって、私たちは、文字通りの家族の一員なのであり、私たちは、こうした絆の深さを支えてとして、厳しい労働に耐えてきました。

だからこそ、昨年の東日本大地震の時も、東北の療養所では、家屋の流出、全壊・半壊など多くの職員が被害にあっても、支援物資が届かない中で、食糧・軽油・重油の確保に定員・賃金職員関係なく走り回りました。ガソリンが確保できず自動車が使えなくなっても、入所者の方々を守るために自転車で40Km以上の道のりを通勤したり、休憩室に寝泊りして働き続けました。

その私たちに加えられた今回の一律賃金削減という打撃は、この入所者との絆を無惨にも裂くものだと私には思われます。

(3) 国の機関である裁判所には、国の責任を償う意味において、ハンセン病療養所における入所者の方々の生活の安全のために尽力すべき責務があるのではないかでしょうか。

私たちが、この裁判を訴えたのは、裁判所にその責任を果たしてほしいとの願いからでもあります。

以上